

大阪市告示第1537号

次の施設について、大阪市公会堂条例（昭和26年大阪市条例第73号）第2条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館及び臨時休館について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和6年11月8日

大阪市長 横山英幸

1 臨時開館

施設名	年 月 日
大阪市中央公会堂	令和6年12月24日（火）

2 臨時休館

施設名	年 月 日
大阪市中央公会堂	令和6年12月27日（金）

（経済戦略局文化部文化課）